

裁判官の人事評価についての仕組みの整備に関する主なやりとり

第 5 6 回審議会（平成 13 年 4 月 16 日）

【佐藤会長】それでは、ただいまより第 56 回会議を開会いたします。

（略）

それでは、早速、裁判官制度の改革につきまして、本年 2 月の意見交換の際に、時間の関係などから残っていましたが裁判官の人事制度の見直し、それから、最高裁判所裁判官の選任等の在り方につきまして意見交換を行いたいと思います。

（略）

それでは、最初にお話しいたしましたように、裁判官の人事制度の見直しにつきまして、その透明性、客観性を確保する具体的な方策として、どのような方策が考えられるかについて意見交換を行いたいと思います。

透明性、客観性の確保という点では、人事評価の基準の具体的内容、その評価権者、あるいは評価のための判断資料、本人開示等を含む評価手続をどのようなものにするかなどについて、御意見をいただく必要があるかと思ひまして、お手元に、評価手続に関して御検討をいただきたい事項を記載したレジユメを用意させていただきます。また、既に当審議会に最高裁判所から提出いただいた「裁判官の人事評価の項目の概要」や、事務局において作成していただいた諸外国の裁判官の人事制度の概要などの資料を、本日も用意しておりますので、これらのレジユメや資料も参考にさせていただいて、御意見をいただければというように思います。

意見交換の順番としては、まず、人事評価の基準の具体的内容について御意見をいただきまして、その後、評価手続につきまして、評価権者、判断資料、本人開示等を含む手続の在り方などについて御意見をいただくという順番で、進めて

いきたいというように思います。

それからまた、人事制度の見直しの関係では、裁判官の報酬、補職、配置等についても、御意見をいただくことができるといふように考えております。こうした問題は、人事評価と密接に関連しておりますので、評価手続に関する御議論の中で併せて御意見をいただければというように思っております。

勿論、これらの問題は、いずれも密接に関連しておりまして、一体的と言えは一体的なところがあるわけでありまして、そういうものとして御発言いただければというように思いますけれども、一応こういう順番で意見交換を進めていただければというように考えております。

まず、人事評価の基準の具体的内容から御意見をいただければというように思います。いかがでしょうか。

【中坊委員】その前に、福岡事件の問題で私、意見書を出しております。

【佐藤会長】先ほど事務局でいただきましたけれども、皆様のお手元に配付されているわけですね。

【中坊委員】この点に関しまして、今日の人事制度の見直し等の関係を併せまして、少し意見を申し上げたいと思うんですけれども、いいですか。

【佐藤会長】今日は、最初に申し上げたように 2 時間半しかありません。午前中で時間が限られているものですから、簡潔に、それから今の審議に関連するような形で、お話しいただければ結構でございますけれども。

【中坊委員】それでは、いいですか。

【佐藤会長】では、どうぞ。

【中坊委員】この福岡事件の問題、御承知のように 3 月 19 日の第 52 回の審議会で、最高裁の人事局長の方から最高裁の調査報告書の説明がありまして、質問に

移りましたけれども時間がなくて、別途
どういう方法によってか、質疑応答をす
るということで、話がありました。

私としては、なるべく審議の全体との
関連においてということで、この審議会
でやるのはなかなか難しい、そういうこ
とから、私が最高裁の方にいろいろと口
頭でお尋ねして、その速記録みたいな
ものを出してもらおうということにしては
という提案もいたしましたけれども、こ
れは会長の方から、できれば文書でお
願ひして、また文書による回答をして
もらったらどうかというお話でありまし
て、私自身もそれに従いまして、3月28
日に初めて文書で審議会あてに質問を出
させてもらい、審議会名において最高裁
にまたすぐ出していただいております。

しかし、ここにも触れておりますよう
に、回答は当初から期限を切っておりま
したが、あらかじめ会長に対しても非常
に、最高裁の返事が遅れてくることがな
いようお願いしていたけれども、本件
の場合もまさにそのとおりでありまし
て、私たち28日に質問しても4月6日
に8日間経ってやっと回答が返ってくる。
私たちとしては、回答が返ってきて
すぐにまた回答をお願いしたけれども、
また4月13日という6日間ほど掛かっ
てしか返事が返ってこない、そういうこ
とで、本日申し上げますことも、本日の
裁判官の人事制度の見直しに絡むこと
でもあり、今日までに何とかして間に合
わせたいということを考えておったので
すが、必ずしもその意味では質疑が十分
に行われているわけではありませんが、現
時点においてまずもって福岡事件の問題
で、少なくとも私の考えました問題点
をここに五つほど並べておりますし、続
きまして、私の本日付けの意見書では、
第2のことといたしまして、今、会長が
おっしゃいました人事制度の透明性、客
観性を高めるためということに関しても、
引き続いてそれに関連して意見を申し
上げたいと、こういうふう思うわけであ

ります。

さて、最高裁事務総局の調査報告書に
よる限り、福岡事件における裁判所側
の問題点というのは、いわゆる下級裁判
所の情報伝達の方法において不適切であ
ったから、分限法に基づく分限を行った
ということになっておりました。

しかし、私自身は意見書にも指摘して
おりますように、不適切というのではな
しに、そもそも制度の在り方、運営の在
り方、裁判所の人事制度の在り方に問題
がある。特に人事問題というのは既に言
われておるように、裁判官の独立性に対
する国民の信頼感を高めるという観点か
ら諸方策を検討するというのを、我々
は中間報告の中で確認しております。と
ころが、まさに裁判官の独立というもの
が、内部の司法行政上によってこれが逆
に侵されていく危険性があるということ
を具体的に示しておる事案がこの福岡事
件でもあったと、このように考えておる
わけでありました。そういう点をまずも
って申し上げたいと思います。

まずその第1は、司法行政上の監督権
行使による裁判官の独立の侵害の危険で
す。本件は御承知のように、福岡簡裁に
令状請求があったわけでありましてけれ
ども、それが直ちに令状請求が担当裁判官
に行く前に、書記官から既に地裁の上席
裁判官にまで、この一件記録が全部そこ
に先に参りまして、その上で監督権者で
ある地裁の上席裁判官が担当裁判官を呼
び出して、そして具体的な事件について、
裁判所の報告によれば、秘密保持という
ようなことを注意したと、こうおっしゃ
るわけでありまして。しかしながら、本来
裁判官の独立ということを守り、そして
公正さというものを国民に信頼を抱くた
めにこそ忌避であるとか、回避の制度が
ちゃんと法律上決められておる。にもか
かわらず、監督権者がまるで普通のように
担当裁判官に関係なく、このようなこと
をしていくということ自体が、まさに
裁判の独立を侵害して、裁判の公正さを
疑わせる結果になっておった。このよう

な客観的な事実がやはり存在してある。しかもそのことに関して何ら今のところ最高裁事務総局の調査報告書によれば、反省の色はないというところが第1の問題点ではないかと思っております。

それから第2番目には、司法行政部門の情報伝達による裁判官の独立の侵害の危険性がある。単に直接の監督権者が見ただけではなしに、その情報が既に調査報告書並びに私の質疑応答の中でも出されておりますように、それが地裁から高裁、高裁から最高裁事務総局にまで非常に広範に情報が伝達され、しかもその伝達された内容は必ずしも明らかになっていないということです。そういう意味で言えば、まさに裁判官の独立を守るための地裁、簡裁の自治というようなことはどこまで守られておるか。むしろそれを侵す方向において、司法行政、いわゆる人事上を含むこのことが行われているというのが、二つ目の問題ではなからうかと思っております。

さらに、三つ目には、司法行政の過度の集中です。まさに最高裁は分限処分をするに際しまして、情報伝達の方法が不適切であった、すなわち、令状請求関係書類は全部コピーされて伝達される、それが複数の関係者がそれを持つということがおかしかったと言っていますけれども、それは制度自体が、国民に対する信頼の確立よりも司法行政上の上司に対する報告義務の方が重要であるというような意識の下に行われてきているということを表しておるのではないかというふうに、三つ目には思うわけであります。

さらに、4番目といたしましては、それでは、この問題が、単に裁判所だけの問題ではありませんでした。御承知のように、山下次席検事が秘密が漏洩するのが困ると言っておったその古川判事その者に会って、しかもそのことは高裁の行政の担当官も知っておるというような状態が発覚して、しかもそれが今年の2月2日にこの漏洩の事実が公になったということの中で、初めて調査委員会という

のが持たれることになったということでもあります。そして、この調査委員会が、ここにも書きましたように、まさに事前に情報伝達に關与しておった事務総長、人事局長を含んで、5人の事務総局ばかりの調査委員会をつくって、それでこれを審査しておる。これで、果たして本当に国民の信頼が得られるということになるんだらうかと、国民というものと余りにも遊離して、自分たちだけが唯一正しいという、まさに過信の下にある最高裁の事務総局による人事行政、このことがやはり基本的に大きな問題ではないかというふうに思うわけであります。

さらに、最後に、5番目といたしましては、この司法行政というものも、基本的には最高裁の裁判官会議で決めるということに法律の定め上なっておるわけですが、この回答書においても明らかなおろ、最高裁の事務総局は、それを長官にのみ伝えたということになって、ほかの14名の裁判官は何も知らされていない。そして、突如、この裁判官会議において、このことの調査委員会の設置がなされ、人選も即日承認をされておる。そこになってまいりますと、まさにこのような人事行政ということが裁判官会議ではなしに、実質的には最高裁長官と事務総局のみがこの人事を含む行政権を担っておるところを端的に表しておるわけであります。法の建前と実際の運営がいかに違うか、しかもこれが極めて長期間にわたって戦後ほぼ一貫してこのようなことが行われてきたという問題点を、我々は踏まえる必要があるかと思うわけであります。

そういうことでありまして、本日の審議の意見に対しまして、私たちはまさに改革の方向性は、先ほどからも会長のおっしゃいますように、まさに人事制度、司法行政制度にどれほど透明性、客観性を持たせるのか、それは何のために客観性と透明性を求めているのかと云えば、裁判官の独立性に対する国民の信頼を高めるためにある。この点をもう一度我々

としては、よく想起した上で議論をすべきではないか、このように思うわけでありです。

そういうことから、本日の審議内容にわたりますので、意見をまた4点ほど申し上げたいと思います。

一つは、まず、先ほど言った評価基準あるいは評価項目という問題と同時に、だれが評価するのかという評価制度、あるいは評価権者というところが基本的な問題点ではなからうかと思うわけでありです。それをどのようにしてやっていくのか。私自身は、ここにも少し書きましたように、既に任命の選考過程の中の透明化として、中央あるいはブロックの組織等を含める中で、実質的な任命の可能なような裁判官推薦委員会といったようなものを考えておったと思うのでありますけれども、そこがまた評価というものをまず行う主体となるべきものではなからうかという、だれがやるかということについてはそう思うわけでありです。そして、評価基準はここにも書きましたように、項目化し、段階的な評価として、このことがいわゆる人事によって、裁判官の独立を侵すような不利益処分に関係するというようなことに使わないというようなことが必要であろうし、本人開示、意見陳述、不服申立制度が必要になるのではないかというふうに思っております。

しかも、第2番目といたしましては、その人事制度の根幹というのはい体何であるのか、何が人事制度というものが司法行政上大きな力を発揮するのかというのを考えてみますと、やはり一つには、報酬の多段階制にあるのではないか。報酬が現行では23段階というふうに、非常に微細に分かれておる。そのこと自体が先ほど言うように人事行政の中で、個々の裁判官の独立を侵しておる危険性があるのではないかという指摘があるわけでありまして、そういう意味における報酬の多段階制はやはり少なくとも数段階等に減らすなど、積極的な改革が望めな

い限り、人事行政による裁判官の独立の侵害があり得るといふふうに思うわけでありです。

さらに、3番目といたしましては、既に出ていますように、透明性とかいうことであれば、公募制、応募制などが適用されていかなければならないと思っております。

最後は、最高裁裁判官の任命、国民審査の問題です。まさに本日も会長がさっきおっしゃいましたように、裁判所というのは、まさに最高裁裁判官によって裁判官会議の中で最終的な決定が行われ、一人ひとりの最高裁裁判官任命というのがどれほどか重要であり、これを透明化・客観化するということが、我々の大きな課題ではなかったかと思うわけでありです。その任命手続が内閣の裁量に委ねられておって、現実には、新聞紙上で見る限り、最高裁長官が特定の人の名前を総理大臣に申告しに行って、その人がそのままなるという実態が行われておるわけでありです。まさに、内閣の任命・指名手続というものが、どれだけ透明性を帯びるかということにもかかわってくるわけでありです。そういう意味における実質審査が国民の関与する委員会において行われるということが必要であろうと思っております。

同時に、既にこの点は若干触れてきたと思っておりますが、最高裁裁判官の適格性の事後的な審査である国民審査そのものが、更に実効性を帯びたものにならないといけないのではないかと、以上のことを考えましたので、私の意見としてとりあえず申し上げさせていただきます。

【佐藤会長】いきなり全体にわたり、最高裁の方まで言及していただきましたけれども、一つひとつやっていきたいと思っております。まず、休憩後に最高裁の方に移るということにして、休憩前の段階では、この評価の問題について御議論いただきたいと思っております。

【藤田委員】福岡の事件につきましては、既に関係者に対する処分もなされている

わけでありますから、私個人の考えもございませんけれども、弁護するような気持ちは全くございません。ただ、この事件の経過につきまして、裁判あるいは裁判官の独立に影響があったかのようなことを言われるとすれば、それは聞き流すわけにはいかないわけであります。裁判の独立というものの意義・内容とえば、それは裁判官が担当している事件についての判断に外部から何らかの圧力があり、それが影響を及ぼしたというようなことがあってはいけないということだろうと思います。本件につきましては、数次にわたる令状請求につきまして、請求どおり令状が発付されているわけでありまして、その判断について、何らかの外部からあるいは司法行政上の圧力があったというような徴憑は、全くないわけであります。

担当裁判官を地裁上席が呼んで、事情を聞いたというようなことがあるようでございますけれども、それは裁判官の配偶者に対する令状請求という極めて異常な事件でございますから、その裁判官との親密な関係があるかどうかというようなこと、これは令状請求が適正に判断されたかどうかということについての疑惑を招きかねない事項でございますし、また、秘密を保持するのは当然のことではございますけれども、嚴重に秘密を保持してほしいという要望を伝えたということのようであります。

裁判官には回避等の制度があるからいいではないかとおっしゃいますけれども、この事件で一番重要な情報というのは、裁判官の配偶者に対して令状の請求があったということであります。一旦担当した裁判官はその請求があったということは知るわけでありますから、そういう点についての情報が、関係者と緊密な関係がある者に伝わるということ自体で、社会の疑惑を招きかねないこととありますし、地裁の上席は、裁判官会議の議決によって令状担当裁判官の変更を委任されているということでありま

すから、そういう職責上聞いたということであろうと思います。

この事件につきましては、そういう意味で、事件の処理を、社会の疑惑を受けないように、より一層適正に、処理しなければいけないということと、秘密を関係者に漏れることのないように保持しなければならぬということがあったわけでありますから、そういう社会の疑惑を招かないようにしかるべき措置を取るといことは、司法行政上当然のこととあります。そのことによって令状請求に対する判断に不当な圧力があってはいけないというのは当然で、その点について十分な配慮をされた上でのことであると考えます。したがって、この事件が裁判あるいは裁判官の独立に何らかの影響を及ぼしたというようなことはないかと私は考えております。

【吉岡委員】藤田委員のおっしゃることも、確かに裁判官の立場で言えばそうなんだろうなと思いつつ伺っていたんですけども、どうも一般の市民感覚で今度の事件を見ていまして、非常に疑問に感じますのは、被疑者が裁判官の妻であるという、そういうことからどうしてこんなふうにしなければいけなかったのか、これはやはり身内の問題という認識があったからではないかと思うんです。普通の会社員の妻が被疑者になったということであつたら、これほど気を遣うようなことはしなかったのではないかと。その辺のところやはり被疑者がどういう立場の人であろうとも、裁判官本人ではないわけですから、扱い方が違っているということ自体が非常におかしいと感じられます。中坊委員に対する最高裁事務総局の回答の中にも、裁判官の妻を被疑者とする令状請求がされるという深刻かつ緊急の対処を要する事態に直面し云々と書いています。確かに、裁判官の妻が被疑者だというのは、法曹関係者にとっては重大なこともかもしれませんけれども、どういふ人であれ、本人ではない配偶者がどうしたということで、こういうような措

置を取られたということ自体が、法曹の持っている問題ではないかと、私はそのように考えています。

そういうことから言って、評価権者の明確化のところに入りますと、どういう人が評価をするのか、そういうことで、この例としては、部総括裁判官というようになっておりますけれども、これも内部の評価ということになります。

そういう意味で、やはり国民から見て公平で透明性が高いということで信頼されるためには、国民参加の評価、任命、そういうことを仕組みとして考える必要があるというのが、私が福岡事件の経過、あるいは処理、そういうことを見ながら感じたところでございます。

【佐藤会長】福岡事件につきましては、既に調査報告書が出たり、今、中坊委員、藤田委員、あるいは吉岡委員からのお考えが示されたわけではありますが、この問題は、これからもいろいろ議論され評価されていくことだろうと思います。今日ここで直接この問題についてあそこがこうで、ここがこうだという議論はなかなか難しいことかと思われまので、この件に関してはこの程度にとどめ、本体の議論のところに関連があればお触れいただくことにして、そういう形で今日は議論を進めていただければというように思いますけれども。

【藤田委員】これ以上申し上げません。

【佐藤会長】ありがとうございます。これは本当に大きな問題で、これからいろいろなところで議論されていくだろうと思います。

それで、評価権者、評価のための判断資料云々の問題であります。中間報告では、裁判官の人事制度の見直し、透明性、客観性の問題などについて言及されております。27日の審議のときでしたか、配られたペーパーの中に、中間報告が引用されておまして、「具体的方策については、裁判官の独立性に対する国民の信頼性を高める観点から、次の点を含め、更に検討する。」とありまして、

「裁判官の人事評価や報酬、補職・配置等について、透明性、客観性を確保するための方策(例えば、評価のための基準の明確化や手続の整理等)」というように記されているところであります。

ペーパーでは、具体的方策のアイデアの例として、イの箇所ですが、「裁判官の人事評価に関する基準や手続の明確化・透明化(例えば、評価権者・評価基準の明確化・透明化、評価のための判断資料(外部評価によるものを含む。))の充実・明確化、評価内容の本人開示と不服がある場合の是正申立等の手続の整備など」とありまして、もう一つ、口の箇所ですが、「裁判官の報酬、補職・配置の在り方(例えば、報酬の段階の簡素化、補職・配置に係る地域ブロック制(選択制)の整備など)」というように記されております。そういうのを受けて本日お手元にありますレジュメをつくらせていただいたわけであります。

先ほど申しましたように、時間との関係もありますので、一体的に御議論いただいて結構かと思っております。

【水原委員】人事評価というのは、どの組織においても大変難しく、かつノウハウのあるところだと思います。人事評価基準については余り公表しないのが普通だと思います。しかしながら、吉岡委員が首を振っていらっしゃいますけれども、それがどの社会においても普通なんです。しかしながら、人を裁く立場にある裁判官、この評価に関しては、公正であり透明であり、そして正確でなければならないということは、当然のことでございます。

裁判官の人事評価の基準をどうするかということでございますけれども、これは望まれる裁判官像をどう考えるかということと結び付くと思うんです。これまでの審議の際にいろいろ意見が出てまいりましたけれども、まず基本的には法律家としての能力、識見が高いということ。これは事実認定が正確である。法律適用解釈も正確である。事件処理に必要な理

論上、実務上の専門的な知識、能力を兼ね備えておらなければいけない。こういう抽象的な表現で幾らでもできるわけです。

それから、幅広い教養に支えられた視野の広さ、人間性に対する洞察力だとか、社会事象に対する理解力だとか、それと同時に人物、性格面では廉直、公正、寛容、忍耐力、判断力、独立の気概と、いろいろな要素が望まれる姿としては加わっているわけでございます。

さてはて、それをどういうふうな基準で評価することになりますと、非常に難しいことになると思います。能力、人物等を総合して裁判官として認められるかどうかというような、結局はそういう抽象的な表現になってきたのではないかという気がいたしますけれども、それでいいとは私は決して思っておりません。

裁判官の補職権限というのは、最高裁判所にあるわけです。裁判所法 47 条に、「下級裁判所の裁判官の職は、最高裁判所がこれを補する」ということでございますので、最高裁判所にしか権限がございません。そこへどうやったならば、正しい情報が伝わるかということ、我々は考えなければいけないと思うんです。

一番よく知っているのは、その裁判官が属している部の総括者と言いましょか、その辺りが一番よく知っているんだろうと思います。この方々が補職権限を持っているわけではなくて、日常その人たちと仕事を共にし、行動を観察する機会があるから、その人物を見抜くのに最も適したという意味では、その方が一番近いのではないか。そういう意味において、その部を総括する方が一次的にその人物の、今申しました裁判に適する適格性はどのようなものかということを書いて評価する。それだけでいいかとなりますと、それだけではちょっと問題が残るのではないか。

今日いただきましたこのレジュメ、うまいこと言っているなと思うのは、裁判所外部の者の意見、評価も、併せて聞く

必要があるのではないかという気がいたします。その裁判所外部の意見というのは、法律専門職でございますので、一番接することが多いのは検察庁と弁護士会の人たちの意見を聞くことだろうと思います。それはどういう形になるかはともかくとして、検察庁のその裁判官に対する評価、弁護士会のその裁判官に対する評価、これも部の総括の意見と併せて最高裁に送る。

その評価をする際に、本人の意向を全く聞かずに、一方的にやっていいのだろうかとなりますと、日常、部の総括は所属裁判官とはコミュニケーションを十分取って執務をしていらっしやると思いますが、その意味においては、仕事の内容についても性格についても、家庭関係というものもある程度御存じでございますが、部の総括にも言えないようないろいろな問題もあろうかと思しますので、評価に当たっては、本人とコミュニケーションを取り、十分面談をして意見を聞く。これらを併せて最高裁判所に意見を述べる。こういうふうなシステムをつくるのが重要じゃないか。

もう一つは、そういうふうにして集められた判断資料、表現がうまくないんですけれども、判断資料はきちっと整備されておいて、いつでもそれは本人の不服申立があったときにそれを活用できるように管理、保存にも配慮する必要があるかなと。おおまかに言ってそういう感じを持っております。

【佐藤会長】ありがとうございました。全体の仕組みについてお話しいただきました。

【吉岡委員】今、水原委員が首を横に振っているとおっしゃったので、そのところだけは申し上げなければいけないと思います。

人事評価については、知らせないということが世間一般だとお考えのようですので、それで私は首を振りました。一般の企業社会でもそうですけれども、人事評価は上司がして、それを上に上げてい

って評価されるという制度は、だんだん崩れていると思っております。上司も評価しませんが、同僚も評価する。勿論、自己評価もするという、そういうものを併せて、あなたはこういう評価だということを伝えて、それに対して本人に不服があれば、不服を言わせるというのが一般的な企業社会になっているように私は思っておりますので、むしろそちらの方が一般的だということをお願いしたかったです。

裁判官の場合には、一般のサラリーマンとは違う、求められる資質などが、違うということも勿論分かりますけれども、一般に言われていることは、裁判官の判断も含めて、どっちに顔を向けているのかということでもいつも問題になるわけです。顔をどっちに向けているかということは、裁判官の独立ということであって、公正に裁こうという考えから判断を出していると考えたいんですけども、ともすると目を向けているのは上層部、あるいは最高裁事務総局、そちらに気に入られるような判断をしていかないと、出世できない。裁判官には出世はないとおっしゃる方もいらっしゃるんですけども、そういうことがあって、公正な判断をしていないのではないのかという批判があることは確かのところなのです。

その批判が当たっていないということもあろうかと思いますが、そうであるとすれば、第三者的に見て、公平な評価がされているという証が必要だと思います。

そういうことで考えていきますと、今日出された資料の中に、これは前に出た資料ですけども、「裁判官の人事評価の項目の概要」というのがございます。この項目で見ると、裁判官に求められる資質の一部分でしかない、そのように考えますので、もう少し違う要素を入れるべきだと、私は利用者の立場からそう考えます。

そういう意味で、利用者の声が反映で

きるということが、要素としては非常に重要ではないかと思えます。直接の部総括裁判官ですから、勿論、評価をする人の中には入らなければいけないでしょうけれども、それ以外の関係者と言いますか、法曹関係者、それから利用したことがある人たち、これは勝った負けたに関係なくですが、そういう人たちの声が反映されて決定していくという、そういうことは必要だと思います。

口. のところには、「裁判所に対応する検察庁の長、弁護士会長の意見など」ということが書いてありますけれども、これはあくまでも意見を聞くという、判断資料の充実・明確化という範囲でしか書かれていません。

そういうことではなくて、決定する仕組みの中に入れていくことが必要だと思います。アメリカの視察をしたときの制度はそういう制度になっていたと私は理解しているのですけれども、やはり民主的な組織の中での裁判官、裁判所を考えるとときには、いかにして一般の国民の声を入れていくか、そういうことを考え、それが入っていると証明されるような組織をつくる必要があると思います。

それから、本人開示と本人の意見申述について、このレジュメに書いてございますけれども、「評価対象者本人に開示する範囲」となっておりまして、幅を決めてしまおうという考え方が入っております。それから、「意見申述の対象とする範囲」、これも範囲を決めております。こういう形で本人にすべてが開示されない、あるいは反対意見の申立てをしようとした場合も、そこに枠が決められているということは非常に具合が悪いのではないだろうかと思えますので、できるだけオープンに公平にという仕組みを考えなければいけないと思います。

【竹下会長代理】4点ばかり申し上げたいと思います。

第1は、現在は裁判官について、人事評価という制度がない。つまり、制度化されていないと思います。それにはそれ

なりの理由があったのだと思いますけれども、私は人事を透明化して、皆さんが言われるように裁判官の職務上の独立を保障するという点からすると、きちんと評価権者はだれ、評価資料はどういうものであり、基準はどういうものであるかということを決めて制度化する必要があるだろうということです。

第2点は、評価権者でございますが、裁判官の人事評価というのは、司法行政権の最も重要なものの一つだと思います。司法行政権については、憲法上直接の規定はありませんけれども、これは最高裁判所の裁判官会議を頂点とするものである。やはり司法自体に帰属するというのが一般の理解だろうと思います。そうなりますと、評価権者は、司法行政権の帰属主体ということになるのではないかと。そういう意味では、最終的には最高裁判所裁判官会議ということになりますが、勿論、最高裁判所裁判官会議が、自らすべての裁判官の人事評価をすることはできませんから、その委任を受けて、例えば、長官、所長、部総括という人たちが一定の範囲で評価をするということはあるわけで、それを定めておく必要があると思っています。

3番目に評価資料ですけれども、水原委員、吉岡委員から第三者評価ということが言われましたが、私はどうもその考え方には賛成できないと申し上げます。やはり裁判官の独立ということを考えて場合に、外部の者の意見なり評価なりを評価の正式の資料とするのはいかなるものであろうかと思っています。

比較法的に見ましても、前にいただいた資料ですと、第三者評価というのは、アメリカの一部の州で、しかもそれは裁判官の信任投票や選挙の場合の参考資料として提供される州もあるというだけでありまして、ドイツ、フランス等を見ましても、第三者の提供する資料を評価の公式の材料にするということはないようであります。

第三者が裁判官全体について評価でき

ると思われませんし、また、確かに当事者は自分の事件に関連して担当裁判官の対応を知りうると思いますけれども、それだけで評価をするというのは危険なのではないかと思っています。

第4点は、本人開示でございますが、これは本人から開示請求があれば開示をしてもよいのではないかと。確かに、開示をしたことによる本人へのインパクトはいろいろありまして、かえってマイナスの結果になることもあり得ると思いますけれども、そこは裁判官でございますから、自分で判断をして、たとえマイナスの評価であろうと自分に開示してほしいと言ってくれば、それを拒絶する理由はないと思います。

【佐藤会長】先ほどちょっと一般の場合も云々と、水原委員と吉岡委員との間でありましたけれども、関連して山本委員、石井委員の方からもどうぞお願いいたします。

【山本委員】裁判官の評価に客観性を持たせるとか、あるいは裁判官の独立性を担保するというのは大事な議論ですけれども、内部による人事制度、それから外部の第三者による評価、それぞれ一長一短があると思うんです。一方のみに偏するのは決して良くないと思うんです。確かに、現在内部の制度による個々の裁判官の独立が損なわれているんじゃないかという議論があるのは分かりますが、だからと言って、外部の評価というのでも、第三者とはいえ、同じような問題が出る可能性がある。そこでバランスと、事の中身をよく吟味した上で、分担を決めるという態度が必要ではないか。さっき吉岡さんが客観性を担保している証としてということをおっしゃいましたが、そこに大きなポイントがあるのではないかとこの気がするわけです。

例えば、裁判官の任命とか再任みたいな大きなイベント、これについてどう考えるかという問題でしたら、かなり外部の評価が入ってもおかしくはないし、あるいはそれに耐えられるのではないかと

思うんですけれども、日常の人事考課とか、転勤とか、そういったことになりますと、どうしても外部の目ではうかがい知れないところがたくさんあるはずで、どうしても内部評価によらざるを得ないんじゃないか。裁判所といえども組織体ですので、組織を維持する、より良くするという組織の自治権と言いますか、そういったことも当然のことながら尊重されなければいけないわけです。余り短兵急に客観性だけを追い求めた結果、むしろ客観性が担保されず、かつ組織自体が非常に弱体化するということになってきますと、何のための外部による評価かということになるわけですので、そこは十分注意する必要があるんじゃないかと思えます。

それから、個々の人事の透明性、客観性の確保、これも大事なことです。確かに吉岡さんが言われるように、アカウンタビリティということがかなり大きな問題として大きく評価されるようになってきていますけれども、これも本人と組織との問題に尽きるわけで、それが外に出ていくということはありませんかという気がします。これは水原先生がおっしゃったように、人事の秘密というもおかしいんですけれども、そういうものもあるわけでございます。客観化を突き詰めてまいりますと、試験しかないわけで、そうすると、かえって試験の成績に表れないようないろんな意味で総合力を持った良い人材が、埋もれていく可能性がある。その辺もよく考える必要があるのではないかと思います。

それから、報酬制度の改革、これも中坊先生がおっしゃられるように、余りにも微に入り細にうがって精緻なランク付けみたいなものがあるとすれば、それは是正すべきだと思いますが、基本的に裁判官というのは、自ら鍛練して、より良い裁判官を目指して精進していくわけですから、それに応じた給料のランクとか報酬のランクというのがあってしかるべきであると思います。その辺もバランス

を考慮しながら考える必要があるということではないかと思っております。

【石井委員】今日の人事制度の見直しにつきましては、民間の人事考課制度なども参考にしながら検討するという方針は大変良いのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、国民に対するアカウンタビリティというものを十分考慮した評価基準というものを取り入れるということが、最も大切なことなのではないかと思えます。

ところで、今日いただいた人事評価の項目の概要を拝見いたしましたところ、平成12年7月31日の資料で、少し古いものようですが、私などから見ますと、裁判官というのはほとんど完ぺきに近い方々の集まりというふうにずっと思ってきましたので、こういう資料を拝見して、どうもじっくりしない点があります。古い資料のためかもしれませんが、評価の内容のところ、法律知識と教養という項目があり、完ぺきに近い方々の集まりのところこういう項目を入れるのはいかなるものかと思いました。そういう方々に対しては、法律知識や教養は勿論ですが、むしろ倫理感があるかどうかということの評価する項目を重点項目の一つに入れておかなければいけないのではないかという気がしております。

もう一つは、これも受け取られ方によっては非常に微妙なことになるのですが、裁判官の方の考え方にフレキシビリティがあるかどうかということです。これはあり過ぎるといろいろな問題が起きますが、全く硬直的な発想しかできない方というのも非常に困りますので、そこいら辺のことについても、やはり評価の項目の一つということにしてみたら良いのではないかと考えております。

先ほどの外部の評価につきましては、これは考え方としては良いので賛成です。ただし、具体的にそういうことが実際にできるのかというのが心配です。外部の評価を無理してやろうと考え、できないものをやってみてもしかたがありま

せんが、それが本当にワークするようになることが考えられれば、考え方としては悪くはないと思います。最近、大学の先生を学生から見た評価というのが流行っていますが、そういうものとはいささか質が違いますので、外部評価が本当にできるようなシステムができるのかどうか、その方面から考えていって、本当に効果のあるようなものができるならやるというのも良いのではないのでしょうか。

海外でもなかなか導入されていないというのは、実際にうまくシステムがワークしないというところがネックになっているのではないかと私は感じております。

【佐藤会長】井上委員、いかがでしょうか。大学にこだわる必要はないんですけども、もし関係があれば引き合いに出してお話いただければ。大学そのものについて聞いているわけじゃありませんが。

【井上委員】私も、先ほど山本委員がおっしゃった意見に基本的には賛成でして、任命や再任の場合の評価なり情報の集め方、あるいは意見をどう求めるかという問題と、定常的に評価をしていくことは違うのではないかと思います。

特に、後者の評価というのは何のためにやるのか。評価それ自体が目的ではなくて、今のような給与制度を取っている限りは昇給の問題と、水原委員がおっしゃった補職、これは任地を移るということを含めた意味だと思うのですけれども、そういうことのためにやるのだろうと思うのです。そして、そういう点になりますと、これは竹下代理が言われたことですけれども、裁判官の職権行使の独立の問題がありますので、そこに事件関係者を含めた外部の声を決定的な要素として入れるというのは、全く排除するまでのことはないかもしれませんが、やはり限界があるだろうという感じがするのです。

そうなりますと、内部的な評価ということになるわけですが、これについては、先ほどから御意見が出ているよう

に、客観性、公平性、公正さ、それに透明性といったことをどういうふうに担保するのが課題になるということだと思っております。

その一つの方策は、基準がはっきりしているということなのですが、基準といっても、結局、ある程度抽象化されたものにとどまらざるを得ないので、限界があるかもしれない。そうすると、評価の過程ですとか、その結果を説明することによって担保するしかないのですが、これも外に公表するというのは、先ほどのような意味で限界があるだろうと思います。

そうなりますと、結局は、本人に対して説明をし、納得を得る努力をする。そこから先、不服がある場合に、果たしてどういう方法があるのかというのは、私自身まだよく分からないのですけれども、いずれにしろ本人との関係では、こういう客観的な基準によってこういうふうに評価したのですよという説明をするという仕組みは、最低限必要だろうと思います。

大学の第三者評価がそれとどう関係するのかはよく分かりませんが、大学も今は積極的にそういったことを取り入れようとしています。ただ、個別の教員の人事評価にまで立ち入るということになりますと、学問の自由への影響もあり得るので、そこはどの大学も非常に慎重だと思うのです。

学生の評価の方は、人事という面よりも、むしろ教育効果を測るという意味で大きな要素であることは間違いなくて、その意味で、大学としてもそれを取り入れようという傾向にあります。教師個人としては余り快くはないのは事実ですけれども、やはり相手あっての教育ですので、それはそういう形で取り入れていく方向にある。しかし、人事評価というのとはちょっと違うのではないかと思います。

【水原委員】私が先ほど申し上げたことで、あるいは誤解を招いているのかも分から

ないという点があるので申し上げます。

私も一般の国民からの意見を聴すべしということを申し上げているのではございません。判事の任命、それから再任の際には、国民の声を聞くようなシステムを考えるべきだということは前に申しましたけれども、この人事評価に際しては、一般の方々からの意見を聴取するのは相当ではなからうなという気がいたします。

なぜ検察官、対象裁判官の所属する裁判所に対応する検察庁の責任者と言いましょか、それから弁護士会の責任者、この方々の意見を聞いた方がいいかと言いますと、検察官は厳正公平、不偏不党ということが基本でございます。したがって、国民の代表者としていろいろな観点から物を見なければならぬという立場でございます。弁護士会も、中坊委員がしょっちゅうおっしゃいますけれども、公益性が高く望まれるところである。そういうところで、個人的な意見ではなくて、公の立場からの公正な意見を述べていただく。その意見が拘束力を持つのではなくて、それは一つの法曹三者のうちの意見として申し上げる。そこで最高裁判所で御判断なさるとすべきだというのが私の申し上げたことであります。

【北村委員】私も基本的に山本委員の意見と同じなんですけれども、任命・再任のために意見を述べる委員会というのは、必要であるということで、前のときにありましたが、そのときに人事評価が入ってくるということはあるかと思うんです。

しかし、人事評価のための委員会というものをつくりましょうというのは、どうもなじまないかなと。外から見ても、なかなかその人の仕事ぶり等々が分かるわけではなくて、個別の裁判官の評価というものは難しいだろうし、また、私は裁判所の中でそれをきちっとやってくださればいいのではないかと思います。

ただ、人事評価の基準について、こう

いうものを入れてほしいという要望を出すことはあり得るだろうと思うんです。

次に、外部評価との関係なんですけれども、私は一人ひとりの裁判官の外部評価というものはできないだろうと思っておりますが、裁判所全体の外部評価、今大学の外部評価というの、大学にも自治があってということがありながら、外部評価というものを受け入れる方向にきております。同じように、裁判の独立ということもあるでしょうけれども、それに触れない範囲での外部評価というものが、全体としては必要だろうと考えているんです。

同じように、ここで述べる場ではないということは分かっていますが、日弁連の外部評価というものも私はやっていただきたい。同じような意味ですね。そのときに、個々の弁護士、一人ひとりがどうのこうのというのではなくて、弁護士へのアクセスの容易性等々についてのものは、あっていいんじゃないかと思っております。

そういうような形で、独立性とか自治ということと、外部評価というのは切り離して、お互いに並存できるものではないか。大学の場合の学生の評価は、外部評価ではないと私は思っております。

もう一つ、いまひとつ分からないのは、裁判官の任命が内閣によってということが言われておりますけれども、裁判の独立、要するに三権分立のときに、内閣が任命して本当に独立と言えるのかどうかというのは、私まだちょっと勉強不足で、そこところが一番分からないところなんです。ですから、分かっている人に教えていただきたいなと思っております。

【佐藤会長】お答えしてもいいんですけれども、高木委員、いかがでしょうか。

【高木委員】この人事評価の問題について、何度も質問をお願いしたりしてきましたが、まだまだ分かっていないところが多いんですが、基準はないとおっしゃっておられますね。こういうものをポイント

としては多分留意されておるんだろうなとは何となくお示しになっておるんですが、平成 10 年にそのやり方はやめましたということでした。やめたものを何で今日テーブルに載せているのかなと思って妙な感じなんですけれども、いずれにしても、総合的にいろいろな人たちの長い間の見方を集大成して評価しているんだ。20 年くらいは差はつかないんだ。だけれども、3号俸というか、ああいうところに行く就差がつくようになっていく。平たく言えば、評価の悪い人は、自分たち、胸に手を当ててみたら分かるんじゃないですかと言わぬばかりの評価の仕方だなと思います。

例えば、第二カードという様式を去年 5 月に出していただきましたが、評価の結果を何に使われるのかという中で、井上さんも言われましたが、昇給なり補職だといわれる。転勤を補職と同様に論議して良いのか分かりませんが、例えば、これの任地について、「他の任地を希望する」、「現任地でよい」という選択肢がまずありまして、2 番目に、「他に転任する場合の任地希望について(現任地でよい場合でも記入をすること。)」と書いてありまして、「次の任地を希望する」というのは、1、2、3 と希望地を書け、それに理由を付せとなっています。ただし、「固執しない」、「希望任地以外は不可」、このどちらかの選択がありまして、その下にまた、これは「次の任地を希望する」ということに対置する選択肢として、「最高裁判所に一任する」と書いてあるわけです。

こういうお尋ねの仕方がロジカルなのか、また、これは何を含意するのか、これに答える方はどういう受け止め方をするのか、その辺は実際の運用ぶりに関わってくるんで、一概にどっちがどうだということとは言えないかもしれませんが、多くの方々から、こういう方式についていろんな御不満があることを考えると、透明な形で運営がされていないんじゃないか。ある意味で、客観的だと御当人た

ちは思われていないんじゃないかということが類推されるわけでございます。

そういう意味で、水原さんがちょっとおっしゃったこと、言葉の使い方の問題だと思いますので、そんなにこだわっている訳ではありませんが、基準は、少なくともこういう物差しで判断しますというものはオープンであるというのは常識だと思います。その基準を個別に当てはめた結果について、個人の秘密、あるいは組織の運用維持の観点もあると思いますが、とりわけ裁判官の場合は、国民に信頼される裁判官であるべきだということがいろいろ議論されておる中で、一般企業以上に裁判官の評価の基準というのは、オープンかつ客観的公正なものであるべきです。これは基準だけではなくて、評価の目的、使途、あるいは方法等を含めて、そういうルールなりシステムについては、当然公表されるべきだろうと思います。

次に、何に使うのかというのをきちっとしなければならぬ。10 年 1 任期ということになっていることから考えれば、毎年やる必要があるのか、任期中 2、3 回でいいんじゃないかとか、あるいは昇給に使うからということになれば、毎年やらなければいけないということなのか。これは賃金と言いますか、裁判官の場合は報酬というんでしょうか、報酬に対する考え方で、終戦直後の国会のやりとりなどで報酬は余り多段階でない方がいいというようなことがありましたのに、いつの間にやら 23 段階です。

そういう意味では、例えば、国会議員の場合の報酬、これは参議院で 6 年ですが、報酬自体が全体的に変わることはあり得ますが、例えば、5 選目だからこれだけ、1 期目だからこれだという差は原則的にない。裁判官の場合にも、任用の際に、あるレベルをクリアーしているということが任用の前提だとするならば、そう毎年毎年上がらなければいけないような仕組みが本当に要するのか。強いて要としたら、まさに勤続ファクターから

いを見ていけばいいんでしょうし、現実
に 20 年間はそういうものは差はつけ
ないという運用になっているわけです
から、10 年間は逆に評価も要らない
のかなと思ったりもしますけれども、
いずれにしても、給与がそんな多段
階であるのはそもそも予定していな
いんじゃないか。市町村長にしても、
知事さんにしても、これは政治、行
政という面で仕事の内容が全く一緒が
どうか吟味してみる必要があると思
いますが、評価の結果を何に使うか
ということと、給与の段階制みたい
なものは関係があるんだろうと思
いますが、いずれにしろ内部の評
価が中心だろうとは思いますが。

ただし、はっきり何に使うのかとい
うことを明定して、できるだけ何に
使うかという範囲は絞り込む。内部
の評価だけだと、どうしても司法行
政権という魔物の中でどうしても恣
意性に流されていくという面を、ど
うヘッジするのかという仕掛けは、
ちゃんとしておかなければいけない
。それだけではいろいろ不明朗にな
るとしたら、ある種の情報として、
外部の評価も必要ならば使ったら
いいんじゃないか。それは見る人によ
っては、乱暴な評価になりがちな
面もあるかもしれませんが、それは
いろいろな仕組みで、その乱暴さを
どうやったら薄めることができるの
か、方法はあると思います。そう
いう意味での工夫をしながら、外
部評価も使うということにすべき
じゃないかと思いが。

現在のように、3 年平均くらいで
転職をする前提というのは、裁判
所法 48 条の関係でいって、先ほ
どの第二カードでの聞かれ方、固
執しないというところに

を付けた人が覚えがいいんでしょう
し、あるいは最高裁にお任せします
と常に言っている人は評価の点数
がいいんでしょうね。1 回でもこ
こに残ると言ったらどうなるか。
その辺よく分かりませんが、そう
いうことも含めまして、転職とい
う制度は、そもそも裁判所法も本
質的なチャンネルとして予定してい
ないんじ

ゃないか。公募制、あるいは応募
制をそもそもは想定していたんじ
ゃないか。これはその当時の立法
の考え方がどういうことだったの
か分かりませんが、いずれにしても
、定期的な異動ということで、そ
れのために評価を使うということが
もし仮に想定されたとしたら、転
勤したくない、あるいはどこかに
希望のある人にとっては、評価
はある種のインセンティブになる
わけですから、その結果が裁判官
の独立という問題に影響を与えな
いような仕組みにしないと、裁判
官の独立は担保されないだろうと
思いますが。

そういう意味では、僻地への対応
論とか統一的な判断論とかいろ
いろございますでしょうが、判断
の統一等は、そのために上訴審が
あるわけですし、上級審ごとに地
裁ごとの判断のぶれというのはだ
んだん収斂される仕組みになって
いるわけですから、当然地裁段階
で判断が違ふということがケース
によってあり得るのは、まさに望
ましいという面もあるんだろうと
思いますが、統一論は司法の本質
論とはちょっと違うんじゃないか
と考えます。この辺はいろいろ御
議論があるかもしれません。

そういうようなことで、再度繰り
返しますが、用途を明定、限定、
基準は客観的にオープンに、内部
評価中心だけれども、外部評価に
よってチェックする仕組み、具
体的に言いますと、最終的には最
高裁の司法行政ということかも
しれませんが、総合評価、最近
は 360 度評価が一般に言われて
いる時代ですから、一般の裁判官
の人たちも代表が外部評価に加
わるような仕組みは当然考えな
ければいけないんじゃないかと思
いが。

【佐藤会長】報酬の問題はちよ
っと休憩を挟んで後で議論した
いと思いますが、中坊委員、藤
田委員、今の全体的仕組みの在
り方についていかがですか。

【藤田委員】裁判官の顔がど
っちを向いているかという話
がありましたけれども、右も向
かず、左も向かず、正面を向
いているわけでありまして、最
高裁のことを

気にしている人をヒラメ判事と言うんだ
そうですけれども、具体的な事件をやっ
ていまして、どういう判決をしたら最高
裁の気に入るだろうかなどということは
全く考えません。最高裁が国家賠償請求
はなるべく棄却してほしいとか、行政訴
訟はなるべく請求を棄却してほしいと考
えているわけではさらさらしない。最高裁
の判例と対立するような下級審の判決も
出ますけれども、それが最高裁に行って
判例が変更される例だって枚挙に暇がな
いわけでありまして、そういう意味で
は公平に裁判をすることだけに集中して
努力しているということです。

ただ、世の中の評判というか批判とい
うことは当然あるわけで、私自身も、新
聞・テレビの一面で報道されるような事
件も何件かやりましたけれども、判決す
るときに、こういう判決をしたら、多分
世の中には受けないだろうということが
頭に浮かぶことがないことはない。しか
し、だからと言って、結論を左右する
というようなことはあり得ない。自分が
信ずるところにしたがって判決するより
ほかないわけでありまして。

人事評価というものは、水原委員もお
っしゃいましたが、非常に難しい。これ
はどの世界でも同じことで、ある程度
の主観というのは入らざるを得ない。そ
れをどの程度客観化するかということが
課題なわけでありまして、前にも申し
上げましたが、裁判所は単独体の判決
というのがありますから、少なくとも
プロフェッショナル裁判官としての能
力はごまかしようがないわけでありま
して、そういう意味では一番客観的に
判断し得るし、されているのではない
か。労働委員会で整理解雇4条件で勤
務評定などを見ますと、上司が替わっ
た途端に天地ほど評価が入れ変わる
という例もありますけれども、そんな
ことは裁判所ではあり得ないし、も
しあれば評価している人が評価され
るといことになるだろうと思いま
す。「部総括裁判官など」とレジメ
に挙げておられますか、身近で一
緒に仕

事をしてる人が一番客観的に判断
できるんじゃないかと思えます。

第三者評価については、事件の当事
者が自分の事件処理の経験を通じて
言う場合には、菅原先生の調査にも
ありましたが、どうしても自分を勝
たしてくれたか、負かされたかとい
うことが影響します。私も、こんな
に明々白々、自分の方を勝たせる
べきことがはっきりしている事件
なのに、相手方を勝たしたのは、
相手方当事者とするんでいて違
いがないということで罷免の訴追
請求をされた経験がありますけれ
ども、そういう主観的な立場から
抜け出すということはなかなか
難しいということです。

それから、一般の市民の評価ですが、
今日いただいた資料の中に新聞の、
「裁判官、市民が採点」という横
濱地裁の例が挙げてありますが、
声が大きいかとか、小さくて聞
こえにくいとか、入廷しておは
ようございますと挨拶したかど
うかというような、大事なこと
だとは思いますが、やはり国民
が裁判官に一番要求するのは、
プロフェッショナルな裁判官
として、迅速、適正に紛争を
解決してくれるかどうかとい
うことだろうと思えますので、
人事評価のかつての項目などは、
これだけで足りるかどうかは別
として、そういう点に重点を
置いて評価しているんだろう
と思えます。

本人開示の問題は、今までも全
くやっていないわけではござ
いませんで、異動に際して必
ずしも自分の意に満たない異
動を内示されたということで、
自分はいくらどうに評価され
ているんだろうかということ
を聞かれたことも何遍かあり
ます。そのときには率直に申
し上げている。しかし、これ
から制度的に開示請求が本人
からあれば、開示することは
必要だろうと思えます。

高木委員から第二カードがど
ういうふうに使われているか
という疑問がありましたけれ
ども、最高裁に異動先を一任
する人がいいやつだということ
ではありません。私も一応子
供が成人してからは全

部一任というふうにしていましたけれども、それまではいろいろ申しました。家内の病気などがありましたので。所長になって人事にかかわるようになってから、年取った両親が病身だから、いざというときに駆け付けられるところにしてほしいということで、提示した異動先を考え直してくれということがありまして、これは親孝行なんだから考えざるを得ないだろうということで変えたということも経験しております。

いずれにしても、人事評価というのは、どなたかもおっしゃいましたけれども、裁判、あるいは裁判官の独立に影響を及ぼすようなことがあってはならない。もう一つは、影響を及ぼしているんじゃないかという疑いを持たれてはいけない。これが一番重要な視点で、これを考えながら制度を構築しなければいけないのではないかと考えます。

【中坊委員】私も先ほど藤田さんが最終的におっしゃったように、まさに人事制度の問題は、かねて我々が中間報告で言うているように、まさに裁判官の独立ということが保障されているということ、国民から信頼されるということに帰するということについては、先ほどから意見を聞いていても、藤田さんも今最終的にそうおっしゃいましたし、まさにそこに視点を置いてこの問題を基本的に考えないといけない。

例えば、井上さんの方から評価基準を他目的に使わない方がいいとか、私が当初申し上げましたようなことが、いろいろあちこちで同じようなことをおっしゃっていただいているので、皆さんの御意見もそう大きく懸け離れていないのではないかと思います。

それでは実際、人事評価というものをどこでやるんですかと尋ねたい。勿論、制度的には最終的には最高裁裁判官会議です。その司法行政が先ほど私が福岡事件で説明したような事務総局の独走客観的な事実というものがあるわけですから、主観的ではなしに、客観的に国民の

信頼確保を、どのように制度的に保障していくのかということに基本的な問題がある。

例えば、今の裁判官の評価という問題についても、なるほど前の審議の任命のときにも触れましたように、最高裁が最終的に決めるのかもしれないけれども、やはり地方でのブロックにおける実態的、実質的な調査が可能なものでなければいけない。そういう精神は生かされていないと、現実的にもものにはならないんじゃないかなという感じがします。

それから、私としては自分自身が弁護士という法曹の一種ですけれども、ここで必要なことは、私たち専門家が独立の名の下に独善に終わっているんじゃないかという危惧ですね。これは私自身も、自分がその中におりながら、非常に痛切に感じるものでありますし、そういう点が今直されていかないといけない。だから、利用する立場からだというなら、まさにそういうものを外部的に、どう皆さんが利用される側が評価されるのかということが、しかも制度的に保障されていくということが、一番今、肝心なことではないかと思っています。

【佐藤会長】どうもありがとうございます。ちょっと休憩に入りたいと思いますが、その前に今までの御議論を伺っていて、こんな感じを持ちました。

言い過ぎか、言い足りないか、御批判があるかもしれませんが、一つは、主として最初の水原委員と吉岡委員とのやり取りを通じて、結果は余り変わらないんじゃないか、現在、人事評価の問題は、相当流動的になってきているんじゃないという印象は持ちました。大学の話ですけども、かつては、例えば、1年間でどういう論文を書いたかということを外に出すこと自体が学問の自由の侵害だ、そういう事柄は個々の教官の重要な自由の問題だということにも考えられたんですけども、今は、大学の自己点検、自己評価は当然視され、第三者評価もあるというように、だんだん変わってきている

ように思います。

会社のことは、先ほど山本委員、石井委員から伺いましたが、公務員制度についても、行政改革会議の最終報告には改革に取り組まなければいけないということが書いてあるんです。これまで省庁再編という大事業のために公務員制度の改革には十分切り込めなかったのですが、この間の3月の閣議決定で公務員制度の改革に入るということがうたわれております。そこでも本人のやる気をいかに引き出すかという観点から、今までとちょっと違った仕組みを導入する必要があるんじゃないかという考え方が入っております。本人の意向も尊重しながらですね。

そういう全体の流れの中で見たときに、裁判官についてどう考えるか。いろいろな方がおっしゃるように、裁判官の独立ということが非常に重要な課題で、それには外部的な独立もありますし、内部的な独立というのもある。行政庁と基本的に違うところは、一人ひとりが申すまでもなく、良心に従って、憲法及び法律にのみ拘束されて判断するという仕組みになっていることです。この独立性の問題に非常に注意しなければいけないというのは、基本的な視点かと思えます。

こういう観点から見ていったときに、人事評価の問題も、非常に重要な意味を持っているということは申すまでもないと思えます。その仕組みとして、できるだけ客観性、透明性を持たせる方向で考える必要があるということ、これも基本的な出発点としては御異論のないところかと思えます。

ただ、その評価のシステムをどうするかということについては、先ほど山本委員、井上委員もおっしゃいましたけれども、任命とか再任のレベルのところと、一般の場合とでは、ちょっと事情が違うものがあるかなという感じがしないではありません。

一般の場合を想定して考えたときにも、客観性、透明性の問題があるわけでありまして、できるだけ評価のフレーム

ワークと言いますか、そういうものはできるだけ明らかになっておいた方がいいだろう。最高裁から昨年お出しただいて、お手元に今日も配付されております項目の概要、これなどは既に公表されているわけです。こういうものは公表して、こういう項目について、こういうふうの評価するんですという、これは公表してもよろしいのではないか。この項目の概要それ自体が、これで十分かということについては、先ほど来いろいろ御意見が出ておりますように、なお外国の例やユーザーの側の希望とかを参考にして、何かもっと工夫する余地があるかもしれませんけれども、こういうものを生かす方法を考えてしかるべきではないか。

そして先ほどから出ていますように、この項目を具体的に適用してどうかという問題が、次の問題としてあるわけです。これについては、高木委員もおっしゃったように、内部的な評価が中心になるだろうということですが、最初に水原委員から全体的な構造についておっしゃっていただきましたが、そうだとは言っても、面談して本人の意向を聞くとか、そういうことも必要だろうと思えます。

それから、最後に中坊委員がおっしゃったように、独善化の問題があるので、第三者評価は確かに難しいんです。難しいんですが、外部の評価というのも一つの参考として考えられてしかるべきではなかろうか。外部の意見と言っても、どこまで考えるのかということですが、先ほど水原委員は、検察の責任のある方、あるいは弁護士会の責任のある方からの意見を聞くということもあってもいいのではないかとおっしゃった。これは、中坊委員が先ほど独善化ということを考えなければいけないとおっしゃったことと関連しているかと思えます。

そして、評価については、基本的に本人に開示して、不服があれば申立ての仕組みをつくる。一つのシステムとして、こういうものを考えたかどうかという辺りのところは、中身に入りますとそれぞれ

れ御意見があるかもしれませんが、全体の仕組みとしては、こういうところかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【竹下会長代理】全体として、今、会長がおまとめになったことに異論はございませんが、ただ外部評価については、必ずしも意見が一致したとは言えないのではないかと思います。

【佐藤会長】水原委員がおっしゃったような、検察あるいは弁護士会のそれについてもですか。

【竹下会長代理】それは先ほど藤田委員が紹介されたように、今日の新聞の記事にあったように、弁護士会などが自主的におやりになって発表するということは、これは結構だと思いますけれども、裁判官の人事評価制度というものをつくるという場合に、その仕組みの中に外部評価を取り入れてくるということについては、私はやはり疑問があると思います。他にもそういう御意見もあったので、私一人ではありませんから、まとめとしてそれを入れられるのはどうかと思います。

【佐藤会長】外部評価が全く不要というところまで代理はおっしゃるわけですか。むしろしてはいけないと。

【北村委員】言葉が錯綜しているような感じがするんです。外部評価と言いましても、個々の裁判官の一人ひとりの人事評価ではないという意味で、私は使ったわけなんです。だから、一人ひとりのものをやっていくというのは、やはり私は裁判所の中で、基準が明確になって、高木委員がおっしゃっていたように、それをどういうふうにするかということが明確になっていけばいいのではないかなと思っています。

【中坊委員】既に弁護士会でも個々の綱紀・懲戒事案で、我々は弁護士会内部で決めると言っておったのが、今おっしゃるように外部の委員が入ってきて、個々の事案について、懲戒するかどうかについて外部の意見を聞こうというふうに弁護士会も変わってきているわけですから、

内部で我々は独立だから、あるいは人事だから、懲戒はまさに人事そのものですけれども、そういうものについて外部の意見を聞かないというやり方は、弁護士会もかつてはそのとおりでした。それが今言うように、弁護士会の運営にも、既にこの委員会で外部委員が入ってくるべきだということで意見を決めただけですから、そこはやはり今の我々の全体の司法の機関に対する利用する国民の側からのチェックという形で何らかの、そこを具体的に今おっしゃるようにならざるを得ないところではあるけれども、その方向性そのものは尊重していかないとはいかない。そうならば、弁護士会が内部だけでやりますと言ったら、これは收拾のつかないことになるんで。

【佐藤会長】こういうように申し上げるのはいかがでしょうか。

裁判官についても苦情問題というのはあるはずなんです。これは弁護士にも勿論あります。苦情処理の問題は、アメリカの場合も独自に苦労しているいろいろなことをやっているようですけれども。

これまでは余りそこがしっかりしないものだから、みんな訴追委員会の方へ行っているようです。訴追委員会は、本来もっと重大な問題を扱うべきところだと思うのですが、そこへ行っている感じがあるんです。ですから、この苦情処理の問題をどうするかという問題は考えざるを得ないと思います。今ここで立ち行って議論するということではありませんけれども。

ただ、裁判官の独立ということの大前提にして、そして、そういう苦情の問題をどう処理するかということは考えてみる余地がありはしまいか。第三者評価、外部評価という、北村委員がおっしゃいましたように、言葉だけが走りがちで具合が悪いんですけれども、純然たる内部だけでというよりも、何らかのそういうものがあるのではないかな。仕組みについてここで具体的にどうだということは自信がありませんけれども、そういうも

のを念頭に置くということは代理も否定されないんじゃないですか。

【竹下会長代理】裁判官の執務についての不服は、現に裁判所法 82 条で司法行政権の作用として、監督権によりこれを処分すると認められているわけです。ですから、ちょっと問題が違うと思いますし、中坊委員が言われた懲戒・綱紀の問題は、裁判官で言えば訴追・弾劾の問題であって、これは始めから訴追機関、弾劾機関の構成員として裁判官は入っていないわけです。すべて国会議員で構成されているのであり、それと比較しても弁護士会も外部の意見を入れることになったのだから、裁判所の人事評価についても、外部の意見も入れてもよいというのは、私は問題が違うと思います。

【藤田委員】人事評価制度や、本人開示の制度的な在り方という点について、国民の意見を入れるのは当然のことだろうと思うんですが、裁判官の具体的な人事評価ということになりますと、これは先ほど申し上げたように、裁判官、あるいは裁判の独立ということに、どうしても影響せざるを得ないということがあります。会長が最初にちょっとおっしゃったように、弁護士とか大学教授から裁判官に採用する場合、これは裁判の独立とは関係ないんです。一方において判事補から判事に任官するとか、あるいは判事の再任ということになると、今までどういう裁判をしたかとか、有罪・無罪はどうかとかいう話になるでしょうから、どうしてもそういう点での影響というのが出てくる。

だから、新規採用ならば、これは選考でも推薦でもいいんですけども、そういう再任、あるいは判事補からの判事任官ということになると、一般的な諮問といいですか、以前に井上委員がおっしゃったように、どうしてもおかしい人を排除するという限度にとどめるのが適当で、一緒に議論すると混乱が生ずるのではないかという気がいたします。

【吉岡委員】確かに訴追とか懲戒という問

題と、一般的な評価とは違うとは思いますが、少なくとも任命するとき再任するとき、そういうときに国民という幅が広過ぎるので、誤解されるかもしれませんが、やはり法曹三者ではない人の声を尊重していくということが、司法改革の中で求められている、国民が利用しやすい、期待できる、国民の視点に立ったという基本につながってくると思うのです。ですから、どういう形にするかは別として、国民の声が聞かれ、反映される仕組み、それが入れられていくことが必要だと思います。

もう一つ、日常的な昇給とか昇進とか、それに国民がすべて関わるかということになると、そこまでは非常に分かりにくいと皆さんおっしゃるのは私も理解できます。

考えなければいけないのは、さっき 23 段階に分かれているということでしたが、そんなに細かく分ける必要が、裁判官の場合にあるのかと。

【佐藤会長】それは休憩の後で議論したいと思います。

【吉岡委員】そういうことも含めて議論していただきたいと思います。

【山本委員】吉岡さんは、制度のチェックという日常的問題についても、ある程度国民が参加できるようなものにしたかどうかということをお願いしたかったわけでしょう。

【吉岡委員】そうでないと司法改革という基本から離れてしまうと思うのです。

【山本委員】個別の評価それ自体ではなくて、評価システムのチェックに、裁判所だけではなくて、外部の人たちが参加するということは分かります。

【井上委員】そろそろ休憩の時刻だと思うのですが、私も、日常的な評価のところには事件関係者を含む外部の声を、直接反映させるというのは、職務行使の独立との関係で、非常に微妙だと思うのです。

ただ、先ほどおっしゃったような苦情がきているということが積み重なっていけば、それは当然内部の評価にも影響し

てくると思うのです。同じような苦情がくり返し来ていて、苦情というのはそれを反映させて改善していってもら、自主的に改善してもらという意味があると思うのですが、それが積み重なってきているということになれば、内部の評価にも当然影響せざるを得ない。そういう取り入れ方の方が望ましい、裁判官の独立との関係で言うのですね。

【佐藤会長】ストレートに直結するかは相当問題があると思うんです。

休憩に入りたいと思いますが、ここは内部評価が中心になるということは、高木委員もおっしゃいましたし、皆さん御異論ないわけですね。外部の声がどのように反映されるかについては、ちょっと検討する必要があるということで、このところは一応のまとめとしたいと思います。まとめになっているかどうかは知りませんが。休憩をはさみまして、報酬の問題と最高裁の問題に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中坊委員】任命と再任の場合にそれが利用されるということは、先ほどから皆さんは御異論なかったんじゃないですか。それ以上に立ち入るということについては、外部の意見が入ってこないということはいけないでしょうけれども、少なくとも任命と再任のときには、それが入ってくる。

【佐藤会長】出発点の構造と申し上げたのは、藤田委員も同意しておられます。

【中坊委員】その意味では入っていたはずですよ。

【竹下会長代理】それは私も異論はありません。

【中坊委員】だれも異論なかったと思います。

【佐藤会長】どうもありがとうございます。

では、35分まで休みましょうか。

(略)